

# 北海道科学技術審議会傍聴要領

## 1 傍聴する場合の手続

- (1) 北海道科学技術審議会（以下「審議会」という。）の会議（部会を含む。）の傍聴を希望する方は、会議の開催予定時刻までに、受付で氏名、住所を記入し、審議会会長の許可（部会においては部会長の許可、会長及び部会長を定めていない場合は、科学技術振興課長の許可）を得た上で、事務局の指示に従って会場に入室してください。
- (2) 傍聴の受付は先着順で行いますので、定員になり次第受付を終了します。

## 2 傍聴するにあたっての守るべき事項

傍聴される方は、会議を傍聴するにあたり、次の事項を守ってください。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により賛成、反対の意向等を表明することはできません。
- (2) 会議において、飲食などはできません。
- (3) 会議において、写真撮影、録画、録音等はできません。ただし、審議会会長（部会においては部会長）、科学技術振興課長が認めた場合は、この限りではありません。
- (4) 審議の途中、会議を公開することにより議事運営に著しい支障が生じることとなった場合は、審議会の決定により、その後の会議を非公開とすることがあります。その場合は退場をお願いすることとなりますので、あらかじめご了承ください。
- (5) 会議において、ビラ、チラシ等の配付はできません。
- (6) その他会議開催中の秩序を乱し、議事を妨害するようなことはできません。

## 3 会議の秩序の維持

- (1) 上記2のほか、傍聴される方は、係員の指示に従ってください。  
おわかりにならないことがあれば係員にお聞きください。
- (2) 傍聴される方が以上のことをお守りいただけない場合は、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただく場合があります。